

平成28年度 第1回青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時 平成28年7月11日(月)

14:00～16:00

場 所 青森国際ホテル 孔雀の間

1 オリエンテーション

(司会)

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました資料として、本日の次第、名簿・席図、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、参考資料といたしまして1-1、1-2、2-1から4枚綴りで2-2、2-3、2-4となっております。

本日お持ちになっていない方や不足などがございましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それではただ今から、平成28年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議を開催いたします。

開会にあたり知事より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

(青山副知事)

皆さん、こんにちは。私は副知事の青山と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日、三村知事、公務が重なり出席できません。知事から開会にあたりましての挨拶をあらかじめまいりましたので、代読させていただきます。

平成28年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙のところ、御出席をくださり誠にありがとうございます。また、日頃から子ども・子育て支援の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、先般公表されました平成27年人口動態統計において、本県の合計特殊出生率は1.43と、3年連続で上昇しているものの、出生数及び女性人口は年々減少しており、少子化のさらなる進行が懸念される場所でもあります。国においては人口減少や東京一局集中に伴う地域経済縮小という課題に対し、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」において、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える政策を推進することとし、今後の取組の方向性として地域の実情に応じた働き方改革を関係府省一体となって進めていくこととしております。

県においても、昨年度策定した「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」に基づき、急激な人口減少に歯止めを掛けるための県民の気運醸成のほか出生率向上のため、社会で支える結婚、妊娠、出産、子育て支援及び子育てしやすい環境づくりの強化など、積極果敢に取り組んでいるところです。

未来を担う子どもたちが青森で生まれ、希望を持って成長し、その希望を故郷の地で実現できるよう、切れ目のない施策を関係機関、市町村、そして県民の皆様と一体となって

一層推進していくこととしております。

本日は、青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」の取組を御報告申し上げ、県が取り組むべき子ども・子育て支援施策について御審議いただくほか、国が推進する地域の実情に応じた働き方改革に連動する形で結婚から子育ての希望を実現する本県の実情に応じた働き方改革を協議するワーキングチームの設置について御説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様は、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、開会にあたりましての御挨拶といたします。

平成28年7月11日 青森県知事 三村申吾 代読

本日はよろしくお願ひいたします。

3 会議成立報告

(司会)

次に会議内容の公開についてお願ひ申し上げます。

この会議は公開を原則としております。また、議事録といたしまして皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載いたします。あらかじめ御了承願ひます。

本日は委員20名のうち16名御出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

4 委員紹介

(司会)

ここで議事に先立ちまして、委員の異動がございましたので御紹介させていただきます。恐縮ではございますが、御名前を呼ばれましたらその場でお立ちくださいますようお願い申し上げます。

青森県議会環境厚生委員会委員長、越前陽悦委員です。

青森県小学校校長会対策部副部長、小形浩子委員です。

なお、本日は貝吹彰穂委員、柿崎博委員、後藤辰也委員、櫻庭洋一委員につきましては、都合により欠席となっております。

続きまして事務局の職員を紹介いたします。

一戸 健康福祉部長です。

千葉 こどもみらい課長です。

吉田子育て支援グループマネージャーです。

後村児童施設支援グループマネージャーです。

小寺家庭支援グループマネージャーです。

私は課長代理の中野渡と申します。よろしくお願ひします。

ここで恐縮ではございますが、青山副知事につきましては他の業務のため退席とさせていただきます。

(青山副知事)

皆さん、よろしくお願いいたします。

(司会)

ここから先は議事に入りますので、議長であります佐藤会長に務めさせていただきます。佐藤会長、よろしくお願いいたします。

5 議事

(佐藤会長)

ではよろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして議事に入りたいと思います。まず報告事項の1でございますが、認定こども園の認可・認定状況について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

こどもみらい課、後村と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1を御用意して御覧いただきたいと思います。認定こども園の認可・認定状況についてということで、昨年度開催しました幼保連携型認定こども園部会の開催状況についての御報告になります。

幼保連携型認定こども園の設置認可にあたりましては、本県では今日開催しております青森県子ども・子育て支援推進会議の下に幼保連携型認定こども園部会を設置しております、そこで御審議いただくこととなっております。

2番の部会の昨年度の開催状況についてでありますけれども、昨年度は平成28年3月7日に1回開催しております、幼保連携型認定こども園の設置認可について29件御審議いただいたところです。その結果、全て適当であるという御意見をいただきまして、認可したところでございます。部会員の皆様には、審査に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

資料の下のところに(参考)とございますが、県が認可いたしました29か所の他に、中核市は中核市で認可することとなりますので、青森市での認可が昨年度7か所、また公立施設の届出が1か所ございまして、平成27年度につきましては県全体で37か所が幼保連携型こども園に移行しているところでございます。

次のページに、本県の認定こども園の設置認可の状況をまとめてございます。認定こども園につきましては、今、御説明しました幼保連携型の他に幼稚園型認定こども園、そして保育所型認定こども園というのがございますが、この3つのトータルの数としましては、

昨年度158か所であったものが50か所増加しておりまして、平成28年4月1日現在で208か所となっております。

次のページには、先般、内閣府が公表しました資料を参考としてお付けしております。全国の設置状況ということになります。

2枚おめくりいただきまして、一番最後の横型の表をちょっと御覧いただきたいと思いますが、本県の認定こども園の数について、全国と比較した表になっております。本県は、計208か所設置しておりまして、この設置数というのは全国で3番目に多い数となっております。事業者の方で積極的に認定こども園に移行しているという状況でございます。

以上、認定こども園の設置状況についての御報告です。

(佐藤会長)

ただ今の御報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

はい、長尾委員どうぞ。

(長尾委員)

本県で認定こども園の数が増えているのは非常に喜ばしいことだと思うのですが、その原因として考えられることはどういうことが挙げられるのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。平成27年4月から子ども・子育て支援制度が新しくスタートし、幼保連携型認定こども園という新しい類型が制定されたわけですが、それにあたりまして県では各市町村や事業者に対する制度説明会を行いました。また、施設に対し、認定こども園に移行した時の経営の状況について、様々な情報提供をしたほか、認可・認定の仕方などを分かりやすく解説した資料を配布した経緯がございます。そういうことで、多くの施設が円滑に移行できたのではないかと考えております。

また、新制度移行後も各事業者の中で、地域の保護者のニーズが幼保連携型認定こども園を求めることとなっているかと思うのですが、そういったニーズに対応しまして積極的に取り組んでいただいたというのが背景にあるかと思えます。

(佐藤会長)

長尾委員、いかがでしょうか。

(長尾委員)

県の指導がよろしかったというふうな感じを受けますが、他の県では指導がよろしくないのかなと、また逆の見方もできると思います。

幼保連携型でいきますと、確か幼稚園に関しては教諭の免許を持った先生の配置とかが

必要になろうかと思えますけれども、その辺がうまくいったということと理解してよろしいのでしょうか。

(事務局)

幼保連携型認定こども園については、原則としまして保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方が必要になりますけれども、新制度移行後、5年間は経過措置ということで、どちらか一方の資格を持っていても両方の資格をもっているというみなし規定を適用できますので、そういうことで移行しやすいような形になっています。

(長尾委員)

ありがとうございます。

(佐藤会長)

ありがとうございました。その他、よろしいでしょうか。

それでは第1の報告を終わらして、第2に移りたいと思います。私の手違いで大変申し訳ございませんが、議事録署名者の指名を忘れておりましたので、改めてここで指名させていただきます。

本日の議事録署名者につきまして、熊谷委員と杉山委員をお願いいたしたいと思っておりますので、議事録署名、よろしくをお願いいたします。どうも大変失礼いたしました。

それでは議題に戻らして、次に報告事項第2の青森県子どもの貧困対策推進計画について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

こどもみらい課、小寺と申します。それでは資料2を御覧いただきたいと思っております。青森県子どもの貧困対策推進計画の策定につきまして、御報告申し上げます。

こちらの計画ですが、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び国の大綱であります子どもの貧困対策に関する大綱を踏まえまして、本県の子どもの貧困対策を総合的に進めていくための指針といたしまして、平成28年3月にこの計画を策定しております。今回、この会議に御報告をするにあたりまして、資料の説明の前にその経緯を御説明したいと思っております。

この計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の第9条に定める県計画でもあり、同時に、母子父子寡婦福祉法第12条に定める県の母子家庭等自立促進計画でもあり、その2つを一体的に策定した計画となっております。

母子父子寡婦福祉法におきましては、県計画策定にあたっては子ども・子育て支援法に規定する機関からの意見を聴くように務めることとされておりますため、計画の策定にあたりまして、昨年度、本会議に計画案をお示しした上で御意見をいただいたという経緯が

ございます。改めて委員の皆様の御協力に感謝を申し上げたいと思います。

それでは資料に沿って詳細を御説明させていただきたいと思います「1. 計画の位置づけ」は先ほど御説明したとおりでございます。

計画の期間といたしましては今年度から5年間、平成32年度までということを予定しております。

以下、基本方針ということで、4つの大きい枠に囲まれた項目がございます。Ⅰとして教育の支援、Ⅱとして生活の支援、Ⅲとして保護者に対する就労の支援、Ⅳとして経済的支援。この4つを重点項目として、基本方針として掲げております。各種事業、施策を体系化いたしまして、関係部局に跨る施策を総合的に進めていく計画となっております。

子どもの貧困に関する主な指標といたしまして、全部で23の指標を設定して、指標の現状値の改善を目指すという方向性を出しております。

関連事業についても記載してございます。例えば教育の支援でありますと、(4) 大学進学に対する教育機会の提供といたしまして、家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助事業ということで、こちらは28年度の新規事業になりますが、大学入学を目指す高校生の方の大学入学一時金に対する奨学金の貸与事業で、これは県単の事業でございます。条件によっては返済を免除することとしています。

保護者の生活支援では、ひとり親家庭等相談機能強化事業、こちらの方はひとり親家庭の方々を支援する様々な施策事業がありますが、なかなか周知が図られていないため、その周知を強化しようという事業となっております。

Ⅲの保護者に対する就労の支援では、資格取得が収入の向上を図る上で必要だということで、看護職員資格取得特別対策事業、看護職員、看護師の資格の取得をめざす方々を支援する28年度の新規事業を掲載しております。

こういった事業を総合的に推進していくということをもって、青森県の全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県というものの実現をめざしたいということで考えておりますので、今後の御協力をよろしくお願いいたします。

以上、子どもの貧困対策推進計画の概要につきまして御説明させていただきました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、何か御質問、感想、御意見等ございましたら。

越前委員。

(越前委員)

この計画は今年からの5カ年計画ということで実施されるわけでありますけれども、この母子父子寡婦福祉法で定める推進計画ということで、県における母子父子の実態は、今、現状においてどのくらいあるか、まずお伺いします。

(事務局)

今手元に細かい数字はないんですけれども、母子世帯・父子世帯合わせて大体16,000世帯ぐらいという状況となっております。こちらの世帯数につきましては、20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭・父子家庭の数ということで、中にはそれを超えた年齢のお子さんと同居している方もいらっしゃるので、国勢調査の数字とは若干違っておりますけれども、20歳未満ということで限定しますとそれぐらいの数字となっております。

(越前委員)

ありがとうございました。

そこで、左側の説明にもあるのですが、母子父子寡婦福祉資金周知度ということがありますけれども、周知についてはどのような方法で周知を徹底していくのか、その点についてお伺いします。

(事務局)

今までもパンフレット等の配布はしていますが、制度を知らない方の割合が高いということで、今年度、詳しく中身を解説したパンフレットを作りまして、全世界帯に届くように配布ということで考えております。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他、長尾委員。

(長尾委員)

子どもの貧困対策、これは進めていかなければならないことだと思いますが。今回の、この子ども・子育て支援推進会議もそうですけれど、国の方から、前から来た計画の中では、いわゆる予算的なものは対応していかなければならないわけですが、今までの計画の中では確か消費税増税を基にした計画の策定をしてきたはずであります。ところが2年半の延期になりました。そのことが、今、県で進めている、まあこの貧困対策もそうですけれども「のびのびあおもり子育てプラン」とこの子育て政策に対して、どのような影響を与えることになるのか、もしあればお願いをしたいと思います。

(佐藤会長)

事務局、いかがでしょうか。こどもみらい課長。

(事務局)

消費税の財源も含めまして、青森県では国の方に県の重点要望として、子どもの各種事業につきましては財源も含めまして国の責任でもって充実してほしいということで、毎年要望をしております。

(佐藤会長)

どうぞ、よろしくお願いいたします。健康福祉部長。

(事務局)

健康福祉部長、一戸でございます。

消費税の延期が決まったわけですが、消費税を8%から10%に上げる際に財源として見込んでいる部分があるんだと思います。ただ、今現時点において延期した財源をどうするのか、もしくはどの事業を対象から外すのかとか、そういったところはあまり国から示されておりませんので、選挙も終わりましたので、これからこういった形で示されるのかというのは我々も注視していきたいと思います。

政権としては子どもの対策は重視しているようですので、我々としてはここに掲げられた計画が着実に進むように事業を実施していきたいと考えています。

(長尾委員)

県としては非常に難しい対応を迫られていくのではないかなと思います。市長会としても、国の方に自治体の財政格差によって、いわゆる支援の差が出てきてはいけないんだと、そういうことで子育て対策に対する国の支援を、これは全国一律に国すべきだという申入れもさせていただいておりますが、現実的にはそれぞれの自治体によって、地域間競争というのも出てきておりますので、やっているところ・やっていないところもあるわけです。そういう意味では、財政、財源の問題というのは非常に大きな課題になるかと思っておりますので、私ども、県ともまた力を合わせながら国の方に申し述べさせていただきたいなと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

その他。熊谷委員。

(熊谷委員)

看護協会です。この保護者への就労支援のところ、看護職員資格取得特別対策事業ということで、ちょっと確認させていただきます。

この看護職員というのは、職能は看護師ですか、それとも准看護師さんとか保健師とか

助産師とか。

(事務局)

看護師または准看護師の資格取得に必要な学費と生活費を県と医療機関が半分ずつ支援するという事業になっております。

(熊谷委員)

そうすると、父親でもよろしいわけですね。

(事務局)

母子家庭の母または父子家庭の父、もしくはその家庭のお子さんで、お子さんは20歳未満の方ということが対象となっています。

(熊谷委員)

子どもさんもよろしいんですか。

(事務局)

はい、そうです。

(熊谷委員)

そうですか。できるだけ看護師の資格を取るように、よろしくお願ひしたいと思います。

(事務局)

そのほか、お父さんもお母さんもない世帯に属するお子さんも対象となっています。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。その他、よろしいでしょうか。

たくさんのお質問、御意見、ありがとうございました。それでは報告事項の3に移りたいと思います。「のびのびあおもり子育てプラン」について、計画の進行管理の状況につきまして御説明をお願いします。

(事務局)

子育て支援グループの吉田です。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

資料3を御覧ください。計画の進行管理についてです。「のびのびあおもり子育てプラン」につきましては、プランの着実な推進を図るため、プランに掲げました6つの基本方針に

関連する個別の事業の実施状況や各施策の達成状況を毎年度、把握、点検・評価いたしまして、その結果を次年度以降の施策に適切に反映させ、効果的・効率的な予算編成や事業実施につなげる Plan、Do、Check、Action のPDCAサイクルにより進行管理を行うこととしております。

進行管理にあたりましては、庁内に青森県子ども・子育て支援推進本部を設置いたしまして、全庁的な体制の下で部局横断的に、各年度において実施状況を把握、点検するとともに、青森県子ども・子育て支援推進会議と連携しながら、その後の対策を検討することとしております。

施策の実施状況につきましては、毎年、ホームページに掲載して公表するとともに、県民の意見等を聴取しながら、その後のプランの見直しなどに反映させることとしております。

2ページを御覧ください。このプランの概要でございますが、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、平成17年2月に青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」前期計画を策定しております。その後、平成22年2月に後期計画を策定しております。

その後、次世代育成支援対策推進法が10年間延長されたことにより、平成27年3月に青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」の前期計画を策定しております。

この見直しの背景といたしましては、少子化の流れが変わっていないこと、少子化危機突破のための緊急対策が必要であること、国の「健やか親子21（第2次）」で示されました課題や指標を基本といたしました「母子保健計画」の見直しがあったこと。それから保育等の環境の整備に関連します子ども・子育て支援法に基づいた子ども・子育て支援事業支援計画が義務付けされたことなどが背景でございます。

プランの性格・位置付けにつきましては、この母子保健計画と子ども・子育て支援計画と一体的に策定しておりまして、また青森県基本計画「未来を変える挑戦」と整合を図ったものとなっております。

プランの期間につきましては、前期計画が27年度から31年度まで、後期計画が32年度から36年度を予定しておりまして、後期計画の前に見直しを行うことにしております。

3ページをお願いいたします。基本理念といたしましては、「子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします」という基本理念を掲げております。

また、全ての子どもが幸せに育つことを大切にする視点など、3つの視点を基本的視点といたしまして計画づくりを行っております。

また基本目標を3つ掲げておりまして、その下に施策の基本方針を6つ定めておりまし

て、基本方針ごとに施策を推進しているものでございます。

4ページをお願いいたします。平成27年度の取組の状況、それからその実施状況により分析した結果について、また平成28年度、今年度の取組についてまとめたものでございます。基本方針ごとに説明いたします。

まず結婚支援の関係でございますが、平成27年度におきましては、あおり出会い・結婚応援事業など3事業を実施しております。事業の実施による評価、課題につきましては、見合いや職縁の減少による出会いの減少が見られること、それから結婚の希望を叶えるために雇用・経済的基盤の改善が必要であることなどの課題があると整理しております。平成28年度につきましては、あおり出会い協働プロジェクト事業を新たに実施することとしております。また、後ほど説明させていただきますが、青森県「仕事と結婚から子育て」希望の実現ワーキングチームというものを設置いたしまして、結婚支援につきましても検討することとしております。

2つ目、妊娠・出産の支援についてでございます。平成27年度におきましては妊娠期からのマザーサポート推進事業など、29事業を実施しております。評価・課題といたしましては、マザーサポート推進事業の仕組みについて一層の周知が必要であることなどが課題としております。28年度の主な取組につきましては、ハイリスク妊産婦アクセス支援事業、入院児童等家族宿泊施設整備費補助等の26事業を実施することとしております。

次に子育て支援の関係でございます。平成27年度におきましては三ツ星保育支援センター運営事業費、病児・病後児保育促進支援事業など25事業を実施しております。その評価・課題でございますが、保育士の質と量の確保に向けた支援の一層の強化が必要と整理しております。28年度の取組につきましては、引き続き三ツ星保育支援センター運営事業費を実施することとしております。また、新たに満足度の高い保育環境推進事業など25事業を実施することとしております。

5ページをお開きください。次に、様々な環境にある子どもへの支援でございます。平成27年度の事業といたしましては、こどもサポートゼミ開催事業、児童虐待防止対応力アップ事業など37事業を実施しております。評価・課題につきましては、虐待防止について支援の連続性や組織での対応力を身につけるとともに、市町村のさらなる相談体制の強化が必要であること。また、様々な環境にある児童の進学率が低いという課題がございます。28年度の主な取組といたしましては、こどもサポートゼミを引き続き開催すること、それから要保護児童支援者研修事業、家庭福祉対策養育支援貸付事業、これは新たな事業として大学入学時奨学金を実施することといたしまして、合わせて38事業を実施することとしております。

次に5つ目の子どもの健全育成の関係でございますが、27年度の取組といたしましては、スクールカウンセラーの配置・派遣事業など55事業を実施しております。課題といたしましては、児童生徒の多様な問題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的職員のさらなる配置が必要であるということがございます。28年

度の取組といたしましては、スクールカウンセラー配置・派遣事業、いじめ防止対策推進事業を拡充して実施することとしております。また、あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育支援事業など、合わせて52事業を実施することとしております。

6番、安全・安心な子育て環境づくりに関してでございます。27年度の事業といたしましては、煙からマモル環境整備事業など29事業を実施しております。課題といたしましては親子の防煙対策を社会全体で進める必要がある、などがございます。28年度の取組としては、煙からマモル環境整備事業を継続して実施すること、それから新たな取組といたしましては、あんしん居住支援事業などを実施することとしておりまして、合わせて26事業を実施することとしております。

次に、6ページ以降につきましては、施策の基本方針ごとに事業の実施状況をもう少し細かく説明したものでございますが、説明は省略させていただきます。また各基本方針ごとに、その基本方針に関連いたしました施策の目標指標の達成状況、課題、今後の取組の方向性をまとめております。

それから参考資料1-1を御覧いただきたいのですが、縦長の資料になります。これは各基本方針ごとの目標指標の項目と、それから平成27年度の実績を記載しているものでございます。黄色のところは改善が見られたというものでございます。なお、まだ実績が分からないというものもございまして、全てが埋まっていない状況にございます。

それから参考資料1-2を御覧いただきたいと思っております。参考資料1-2、「のびのびあおもり子育てプラン」の関連事業の実施状況でございます。こちらにつきましては、子育てプランの関連事業を全て記載しているものでございまして、施策の基本方針ごとにまとめてございます。内容の説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

(佐藤会長)

詳細な資料を基に御説明をいただきました。27年度の事業の評価と、それから28年度の主な施策を中心に御説明いただきましたが、どうぞ自由に御意見、御感想等を出していただければ幸いです。

敦賀委員。

(敦賀委員)

敦賀と申します。参考までにお聞きしたいんですけども、今の「のびのびあおもり子育てプラン」の27年度の報告、28年度の主な施策となっております。現状、課題から追って行って、28年の主な施策を作成されていると思うんですけども、他の自治体の事例というのはどのくらい参考にしているものなのか、お聞きしたいんです。例えば、これは青森県の施策ですけども、他県ではいろんな成功事例等様々あるはずですよ。

もう1つお聞きしたいのは、結婚の出会い協働プロジェクト事業をやっていますけれど

も、今までに結婚が成立した件数というのはどのくらいあるのかをお聞きしたいと。ある県では、始めてからも何百件と成立していると、そういう報告も聞こえたりしますので、他県の成功事例というのをどのくらい参考にしているのか、それをお聞きできればと思っています。

以上です。

(佐藤会長)

結婚の事業も含めて他県の事例を参考にしているのかどうか。

いかがでしょうか。事務局、お答えできる範囲でお願いします。

(事務局)

他県の事業がどのくらいというのは、ちょっとお答えしにくいので。

新たな事業を考える際は、本県の現状をまず分析いたしまして、必要な施策は何かと考えますけれども、その際、他県でやっている事例があるかどうかというのは、場合によっては照会をして事業の中に反映させることはあります。事業ごとにどの程度反映させているのかというのは、分かりにくい状況でございます。

あと結婚につきましてですけれども、成婚数につきましては、平成23年度から県では結婚支援事業に取り組んでいますが、平成27年度末で116件の成婚報告数をいただいております。

(佐藤会長)

敦賀委員、いかがですか。

(敦賀委員)

ありがとうございました。他の自治体にいろんないい事例があるんだろうと私は思うんですけれどもね。全部というのは難しいでしょうけれども、そういうのをピックアップした形でやっていければと思います。例えば先ほどの結婚ですけれども、県がやっている事業ということで、いろんな団体、それから市町村とか様々な関係機関を巻き込んだ形で、どこでもいま婚活をやっていますから、それを大きな組織として県が取りまとめてやっているという話も他県から聞きます。そういう事例などがいろいろあるのかなと思っていましたので。一応、意見ということで言わせていただきました。

以上です。ありがとうございました。

(佐藤会長)

いいヒントを、いろんなところに探してほしいということだと思います。

その他、いかがでしょうか。

(事務局)

結婚の支援事業についてなんですけれども、今年度の新たな取組として、社会全体で結婚を支援する体制を作っていくたいということで、企業において結婚支援を推進するというのを今年度、取組の一つとしております。

(佐藤会長)

長尾委員。

(長尾委員)

この出会いを作っていくというのは、少子化対策の中では一番の、どこの自治体でも、県のみならず市町村でも非常に大きな課題でありまして、様々な出会いの場を作っているんですがカップルの成立数が少ないと。そのことをどういうふうに分析したらいいかというのは、非常に難しいんですよ。私ども、定住自立圏で中弘南地区は今度出会いの創造をしていこうとか、そういう場を作ることによってカップルの成立数を増やしていきたいということはそれぞれの市町村皆思っています。

昔と違って中に入る人がなくなったというので、例えば佐賀県の武雄市などはおむすび課という課をつくりまして、そこに公募で採用した人が少ない給料で成立させるといくらかと、成功報酬的な、50組くらい、もう既にそういうことをやったというのがあるんですが、それをそれぞれの自治体に皆、入れることができるかということ、なかなか難しい問題ではないかなと思っています。

私どもの市でも、今年から新たに今度はハグメグ応援事業ということで、各町会の中に今度、結婚の出会いを結びつけるような人達をつくっていこうかなということもやろうとしているんですが、これが成功するかどうかというのはなかなか未知数なものがあります。でも、何かしらやっていかないと、早い世代で結婚をする人はいいんですが、どうしても遅くなるとなかなか出会いの場もなくなってしまふ。自分達の地域づくりの一つとして出会いの場を作っていくというのは、これは自治体の仕事でもあるし、またこれは県とも連携をしながらやっていかなければならないと、今、敦賀委員のお話を聞きながら一言、意見として述べさせていただきました。

(佐藤会長)

ありがとうございます。具体的な事例をお出しただいて、今の関連で何かこうしたらいいんじゃないかとか、こういう考え方もあるんじゃないかということがありましたら。

西川委員。

(西川委員)

西川です。よろしく申し上げます。

実は今のお話で、私、婚活事業を始めて、今、4年目でして、こどもみらい課でやられている婚活事業の方の再委託という形で、今、出会いの場のところを担当させていただいて、実際に出会いの場を作らせていただいております。春に、あおもり出会いサポートセンターの委託先がちょうど変わった時に、全国で、内閣府さんの方でやられている結婚支援のいろんな全国の団体が集まったフォーラムがありまして、県から依頼を受けまして代表して行かせていただいたんですが、その際に他県の方がたくさんいらっしやって、いろいろ名刺交換をさせていただきました。

その中で、やはり福井県、先ほど他県の事例というお話が出たので、福井県がものすごく活発だと。結婚支援事業も非常に活発で、青森県については、今言っていたとおりの成婚報告数は100ちょっとの成果なんですけど、福井県は、今はデータを忘れてしまったんですけども、すごく成果が出ていると。その他に、今、このようにしてずらっと子どもと子育て、生活や環境の施策が出ていますけれども、そちらの方もやっぱり福井県がとても成果が出ていて、いろんなものが関連してきちんと成り立っているということで、全国のフォーラムにも副知事さんかな、来て講演をされていました。私もすごい感動をして帰って来たところです。

ちょうど春でいろんな切り替えの時期だったので私と弘前の商工会の方と2人で行ってきたわけですが、先ほど他県の事例を参考にとというお話が出たらっしやったとおり、やっぱり県の方と一緒にいって、他県のお話を聞いたかったなというのを感じたところでした。

あともう1つ、今出ていた内容で、なかなか成果が出ない、その地域によって難しいというのを本当に私も今までやってきて実感してきたところです。青森は特にいろんな地域が県の中で混じっているというのもあって、地域性の違いもあるのですが、昔と違うところは、周りから手をさしのべてあげる、間に入ってあげる人はいなくなっていることと、結婚を望む側の方の意識というのも昔とかなり違うなというのをものすごく感じます。昔の考えに戻すわけではないのですが、今のご時世に合った対応が必要だと思います。例えば収入が少ない問題がありますが、収入が少ないから結婚ができない、子育てができないわけではないんですね。収入が少なくても子どもが2、3、4人もいて生活をしている方がたくさんいらっしやるので、収入が少なくとも子どもを産んで育てられる意識の改革というのも周りの大人からしていかなければいけないかなと、それを実感してやっているとところです。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

その他、関連してでも結構ですし、その他でも結構ですが。

平間委員。

(平間委員)

今の西川委員のお話、本当にそうで、そこはやっぱり学校教育にも関わってくるし、子ども達が本当に幸せかどうかという教育を、もっと早めに婚活に結びつくようなことをしなければいけない時代に入っているんだなというのをすごく感じていました。

それからスクールカウンセラーの配置・派遣事業が28年拡大ということで、これは健全育成の方でも、やはり中学校の方は重点的にだいぶ増えてきているんですが、小学校にもぜひ配置をしてほしいという現場の声があると聞いたのですが、それについての、今度多くなるような数字が具体的にどのくらいになるのか。

それから現場でいろんな相談事業をやっている団体がいると思うのですが、実際に一人親家庭の、特にシングルママさん達の方の家庭の不登校の問題であったりとか、数字的に現場で増えている感じがするんですね。そうなってきますと、通常、スクールカウンセラーの人達は学校に配置が多いので、時間帯に相談に行きたくても行けない、あるいは学校の中ゆえになかなか相談に行けないという実際仕事をしている御家庭の声もありまして、例えば、その派遣事業に関しましても、例えばスクールカウンセラーの先生方を民間で相談事業をやっている方達に要望があれば派遣をする、あるいは定期的にやっていただけたらいいなと思います。そういうものがあれば、私もお願いをしたいところがあって、高校生をカウンセラーの先生に会わせると、もうちょっとステップアップできるのかなという子ども達がすごくいるんですが、なかなかその結びつきをしてあげられないというジレンマがありまして、県としても28年度に重点的というのがあるので、どれくらいの拡充になるのか、あるいは今申し上げたような方策も可能かどうかだけを、ちょっとお聞きしたいなと思います。

(佐藤会長)

分かりました。どうもありがとうございます。

今の御質問についていかがでしょうか。

(事務局)

スクールカウンセラーの配置につきましては、県の教育庁の方で所管しているんですけども、28年度の拡充の内容について十分確認してなかったもので、申し訳ございません。後ほど、改めて御説明させていただきたいと思います。

(佐藤会長)

ただ今、有用な御指摘をいただきましたので、どうぞお計らいをお願いいたします。

その他。

小形委員。

(小形委員)

小学校の立場からお話したいと思います。今、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのお話が出ましたが、小学校の方でもこれは配置になっております。大変役だつて有効に使わせていただいております。子ども達も自分から相談に行ったり、本校の場合でも曜日が決まっています、その時間にお部屋を1つ準備しておいておいて、そこに子ども達が行って相談をする、あるいは家庭の方に連絡をしておりますので、親御さんが来て相談をする、あるいはいろんな情報を得て帰るといったことを行っておりますので、ぜひこの事業は今後とも拡大の方向でいていただきたいものだなと思っております。

以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

越前委員。

(越前委員)

先ほど結婚について、かなり意見が出ておりましたが、私の方からもちょっと意見を出させていただきます。

私もいろいろと立場上、皆さんから頼まれる機会が多くて、これまで25組ほど縁結びをさせていただきました。大変いいことだなと思っています。今はこういう時代ですので、またいろんなお父さん・お母さんから頼まれるんですよ。本人を会わせるのですが、価値観の違い、それから経済的な問題でどうしても結婚を考えられないといった問題や、性格がどうしても気に合わないとか、そういった問題も出てまいります。それはそれぞれの違いがあるのではないのでしょうかでありますけれども、やはり、ここに書かれておりますように結婚の希望を叶えるためには、やはり雇用問題をしっかりする、経済的な基盤をきちんと整えていただく、社会問題をしっかり体系を作っていくということが非常に大事だと思います。

そういうことからすれば、健康福祉部で課題として取り組んでいく課題と、それから今申しました雇用と経済的な基盤となると就労の場、就労の確保、そういう企業サイドにおける雇用状況、財政状況等の基盤整備が大変重要でありますので、商工労働部との連携の下に取り組んでいかなければならない課題ではないかなと思っております。

この点についても、ひとつ健康福祉部所管で取り組むことと、全県的に取り組んでいく課題ということ、横断的にしっかり取り組んでいく課題だなというふうに考えておりますので、この点についてはひとつ、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで主な施策の中で青森県「仕事と結婚から子育て」希望の実現ワーキングチームの

設置ということで、これからの事業として取り組んでいくことになっていますが、具体的にはどういうふうに取り組んでいきますか。

(佐藤会長)

事務局、よろしくお願いします。一戸部長。

(事務局)

敦賀委員の御質問の時に冒頭でお話をすれば、こんなに長く御意見が出て来なかったと思います。この後に、我々として結婚の問題、今、越前委員がおっしゃったように結婚事業だけをやっても結婚は増えないんだということがありまして、働き方の改革が必要だということで全庁横断的そして労働局も含めてチームを設置すると。どんな問題があるかということをお我々で分析したことをご披露させていただいた上でチームで議論をしていくということなので、この後に御説明をさせていただきたいと思います。

それから今、委員から御指摘があった福井県の事例ですけれども、ここに関します新規事業は私が9年前、平成20年に福井県の課長時に、もう既に福井県ではやっていて、それで私が青森県で部長で就任させていただいたので、これを青森県にカスタマイズするような形で様々な事業に取り組んでいこうということで、こういった新規事業を出させていいただいているという背景がございます。

冒頭にお話がありましたけれども、福井県は子育て先進県なんですね。なので、そういった事例を捉まえながら、さりとて全部青森県に取り込むわけにはいかないのがカスタマイズしています。福井県は青森県と産業構造はよく似ており、一部は原発事業に依存している地域があるというのはまさに同じなんですけれども、大きく違うのは二次産業、いわゆる製造業が福井県は盛んなんですけれども、青森県はそこが抜けているという産業構造の違いがあります。全て福井県でやっていることが青森県でできるかということ、そうはいかないので、そこが何かというと、やはり働き方、雇用の問題が大きく違っているということで、我々としては次に御説明させていただく雇用の問題を解決するチームを作りたいということで御説明させていただきたいと思います。

(佐藤会長)

次の議題で。

今の問題で他にどうぞ、村上委員。

(村上委員)

村上でございます。今に関連して、提案ですけれど。

結婚だけが少子化対策ではない、結婚して出産、子育ての方が重要だというデータが出ていますね。前のフランスのデータを見させていただきましたけれど、それもそのように

データが出ていました。

それで私達は医師会ですので、医師会、ドクターから発信した成育基本法案というのがございますけれども、まだ国会を通過していませんけれども、この中にいろいろ出産から子育てまで継続的な支援をしようとか、7つか8つの目標を掲げてありまして、その中に拠点の場所を作りたいと提案してあります。要するに今でいう地域包括支援ケアシステムとか、ああいうような感じで妊娠、出産、子育てから、そういう拠点を作りたいという提案をしています。

それで例えば、これはネウボラと、フィンランドのシステムがあるんですけども、ちょっと照会をしますと、フィンランドではもうこれは法律で義務化されていて、デイケアセンターみたいな拠点が全国に800か所ぐらいあるらしいんですが、そこにはドクター、保健師、看護師さん、ソーシャルワーカーがいて、1か所で妊婦50人、子どもが500人とか、年間そのくらい、もう妊娠してから生まれて、小学校に入るまで、連続的に支援するセンターが800か所ぐらいあるそうです。これは日本ではシステムが違いますから、日本版のネウボラみたいなのを作って、そして横の広がりで行っていくのがいいかなと思っています。

皆さんが活躍をして縦割りでやっていますけれども、そういう施設を1つにまとめた包括支援センターみたいなのを作って全員で行っていくというのがいいと思います。フィンランドの例をちょっと後で調べてみていただければと思います。

安倍首相も介護離職0、出生率1.8を掲げて選挙に勝ちましたので、どうぞ予算をたくさん取ってきていただいて、やっていただければと思います。

母子保健事業は、今まで県の方をはじめとして妊娠、出産、子育てと非常に充実した内容をやってきており、世界的に日本は誇れると思いますが、今までは母子が主体でしたけれども、やはり父親も含めて子育て家族支援、そして企業も支援していくという方向でまとまっていければと思います。また、老人保健法で保健・医療・福祉とトータルで支援する仕組みはだいぶ充実していますけれども、子どもの支援についても老人保健を参考に子どもが健全に成長できるように環境づくりをやって、社会全体で支えていければと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

前田委員。

(前田保委員)

県社協の前田です。ちょっと角度が変わるんですが、私がみてきた家族では、親の面倒をみて、兄が結婚をして青森に帰ってこない、そして姉が結婚して青森にいないと。そし

てその下の次女が高齢の母親を面倒みていると。そして結婚の時期を逸してしまったと。そういう家庭もございます。

従って、お母さんが亡くなって、96歳になった人が亡くなって、そうすると娘さんももう70代の始め、60代の後半と、こういう年齢になって。私はお母さんの面倒をみて、兄弟は誰も青森に帰ってこない。こういうことで施設にもなかなかままならない。そして在宅で亡くなるまで一緒に住んでおったのですが、そういう家庭も非常に今、多いですよ。在宅介護、在宅介護と言っても、そういう方々もたくさんいるわけでありまして。ですから結婚の時期を逸してしまったという女性の方々がたくさんおります。

今でも、先だってお母さんが亡くなって、もうそろそろ50になろうかという、そういう女性もいるんですが。そうすると、結婚は私はもうできません、こうなっちゃって。

ですから、そういう女性の方々がいるとすれば、若いうちから親の面倒を見る対応、もう在宅、在宅ということではなくて、やっぱり施設の方で面倒を見るというような対応も私は必要だと、こう思っております。

親のために結婚できないという人がいっぱいいますからね。そういう家族もこれからは考える必要があるんだろうなと、こう思っております。

以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。結婚という問題を考える時に、いろんな角度から問題意識が出ました。先ほど一戸部長から、そういう問題を含めてこれから協議したいということでしたので、御意見はあろうかと思いますが、この問題、報告事項の4に移させていただきます、(仮称)青森県「仕事と結婚から子育て」希望の実現ワーキングチームの設置について、お願いいたします。

(事務局)

子育て支援グループ、岩谷と申します。

資料4の説明に入ります前に、子ども・子育て支援における働き方改革の視点について、これまでの経緯について御説明をいたします。

昨年度については、本会議におきまして委員の皆様から子ども・子育て支援を推進するには雇用や経済の安定、そして女性が仕事を続けやすい職場環境、社会的理解が必要との御意見を頂戴しました。それを踏まえまして、今年2月に開催しました本会議において、内閣府で作成しました地域少子化対策検証プロジェクトに沿って、青森県における出生率に影響を及ぼす要因を整理しましたところ、雇用形態や賃金の問題など、働き方、そして経済的生活基盤の弱さが出生率に影響しているという報告をさせていただきます、委員の皆様から、誰もが安心して働ける、住み続けたいと思える環境が必要との御意見をいただきました。

このように、子ども・子育て支援、少子化対策と働き方改革に注目し、今般、このワーキングチームを設置しますので御報告させていただきます。

まず青森県の現状を、都道府県との比較を通してまとめました。お手元にあります資料4の1ページを御覧ください。少子化の現状としまして、平成27年合計特殊出生率は全国平均1.46ですが、本県は1.43と、36位でした。そして右の表は女性の転入超過数です。転入数から転出数を引いた数でありまして、平成26年は転出数の方が転入数を3,488人上回る45位という結果になっております。

2ページ目を御覧ください。こちらは合計特殊出生率と女性人口及び出生数の関係をグラフにまとめたものです。赤の線が出生率の推移を示すものですが、本県は平成21年に1.26と過去最低を記録しており、それに比べて平成27年は1.43と上昇しております。一方で青の線を御覧ください。こちらは出生数の推移を示すものですが、出生率最低値を記録した平成21年の出生数は9,523人です。しかし、平成27年は出生率は1.43ですが出生数は8,621人と、902人も減少しております。

さて、合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性が生涯に産む子どもの数を示すものですが、出生率を算出するための分母となります15歳から49歳の女性の数については、この出生率の最低を記録しました平成21年と27年を比較しますと36,000人減少しており、とりわけ20歳から39歳につきましては33,000人の減少、減少率でいいますと21.4%と、特に若い女性の数が著しく減っていることがうかがえます。

つまり、ここで申し上げたいことは、出生率は改善しておりますが、子どもを産む年代の女性の人口が減少しており、同様に子どもの数も年々減少しているということです。

以上から、少子化対策についてはこれまで行っている結婚、妊娠、出産、子育ての環境づくりをメインとしました自然減の対策のみならず、子どもの数を増やす前提として女性の人口を増やす社会減対策が重要と考えています。

3ページを御覧ください。こちらは県民の結婚・子育て・働き方について、各種アンケート調査による結果です。左のグラフは理想の子どもの数より予定の子どもの数が少ない理由です。子どもの教育費、生活費にお金がかかるなど、経済面を理由にしている回答が上位を占めております。右上のグラフは結婚をするための条件ですが、世帯で一定の収入があること、雇用の安定など、所得、雇用の安定を条件としております。右下のグラフは女性の働き方の理想ですが、約半数の方が結婚や出産にかかわらず働き続けたいと思っております。

そういった県民の意識や理想がありますが、現状についてこれから説明いたします。4ページを御覧ください。

25歳から39歳の男性のパート・アルバイトの割合は8.6%と、全国44位、結婚している30歳から34歳の男性につきましても5.9%、全国44位と、非常に高い割合です。また200万未満の所得の割合については、結婚する時期でもある30歳から39歳においても33.2%、全国46位となっております。

5 ページを御覧ください。続いて女性のデータです。育児をしながら働く女性の割合は 66.3%、全国 10 位と上位の方です。一方、真ん中のグラフは年齢階級別有業率を示すものです。こちらは 25 歳から 29 歳で 80.1% と高いですが、30 歳から 34 歳では 70.6% と、9.5% 落ちています。この数値の差があることを M 字と申しますが、本県は全国に比して結婚、妊娠、出産時期に一旦仕事を離れる女性が多いと考えられます。続いて 30 歳から 39 歳の 200 万未満の女性の所得の割合ですが、73.1% と、44 位です。働いている女性が多いのですが、そのわりに所得が少ないと考えられます。

続いて 6 ページを御覧ください。こちらは男性の家庭と生活の状況です。男性の通勤・通学と仕事の合計時間を示したものです。この合計数が高いほど出勤と仕事に時間を取られており、低いほど出勤や仕事以外の時間がある、つまり時間的余裕があると解釈できます。青森県は 583 分と、全国に比して比較的時間に余裕が取れると言えます。一方、男性の育児時間は 30 分、家事時間は 8 分と、時間的余裕があるわりには育児・家事に参画しているとは言いがたい状況です。

続いて 7 ページを御覧ください。こちらは冒頭でも申し上げました、今年 2 月に本会議で御説明申し上げました地域少子化対策検証プロジェクトで示しました出生率に影響を及ぼす様々な要因を整理した図になります。これまでのデータの整理を踏まえまして、本県は雇用形態、賃金などの問題が経済的、生活基盤の弱さにつながり、出生率に影響を及ぼしていると整理できます。よって、黄色で示しておりますこの働き方の課題を整理する必要があります。

8 ページを御覧ください。これまでのまとめとしまして、課題としては男女とも所得が低いこと、特に男性の非正規雇用が目立つこと、女性につきましては継続就労を望む一方で現実的には難しいこと、男性の家事育児参画が不十分であることがあげられ、少子化に影響を及ぼす雇用・労働に大きな課題が見られました。雇用・労働を支える職場については、魅力的な職場が増えなければさらに人口流出が加速されると懸念されます。

このような現状を踏まえまして、今後は結婚、妊娠、出産、子育てなどライフイベント等に左右されず、非正規も含め、働きたい人は働き続けられる職場、そして共働き世帯の支援、さらに結婚、妊娠、出産、子育ての状況にある世帯を企業が支える仕組みづくりが必要と考えています。

そのために、今般、青森県「仕事と結婚から子育て」希望の実現ワーキングチームを設置することといたしました。メンバーについては御覧のとおりです。庁内の雇用、労働、商工関係、そして男女共同参画関係など、あらゆる部局と連携しながら、また庁外の意見を十分に反映させたいと考えております。

位置づけとしましては、青森労働局においても働き方改革推進本部を設置しておりますが、本ワーキングチームは少子化対策という視点を踏まえながら労働局及び本会議と連携しながら進めたいと考えております。

9 ページをお開きください。最後になりますがワーキングチームが目指すことは企業を

いかに支援するかという仕組みづくりです。企業が社員をサポートする仕組みを作るために、本県が企業に対して少子化対策のために、また仕事と子育ての両立支援のために何をしたいかを具体的に提示しまして、企業が積極的に推進するための効果的なインセンティブを与えるという流れをイメージしております。有効な企業支援となりますよう、今後、ワーキングチームで検討してまいりたいと考えております。

なお、参考資料としまして、参考資料2-1から2-4、ホッチキス止めになっております。こちらにつきましては国で策定しました少子化社会対策大綱、また全国知事会及び厚生労働省で示しております少子化対策と働き方改革の位置付けについて示した資料ですので、お時間がある時にお目を通していただければと思います。

私からの説明は以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。ワーキングチームを結成する理由、そしてそのワーキングチームが検討する課題の御説明をいただきました。

ただ今の御説明につきまして、御意見や御感想、御質問等、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

平間委員。

(平間委員)

毎日、支援センターにおりまして、本当にまさに現場でお母さん達が、0歳児がいます仕事復帰できないで大変悩んでいるお母様達の声、それからやはり復帰はしたものの、すごく家事と育児の両立がこんなに大変だったのかという御相談もたくさん受けます。残念なことに、お父様のイクメンパパが本当に流行はしているんですけども、実際それと実働の時間が、先ほどの統計等にもありますように、まだ育児休暇を取るお父様も少ないですし、ただ、やりたくても収入がすごく低い、共稼ぎでも年収が300万いかなかったりという御世帯が多いところがありますので、育児に関わりたくてもお仕事を被雇用で昼と夜と2つ抱えているお父様とか、現実、本当にまだまだ厳しいところがあります。

なので、ぜひこのワーキングチームの中でも本当に幅広い御家庭、現場、あるいは当事者の方達の声も多く拾っていただきたいなと思います。

例えば保育費ひとつにしましても、八戸などは待機児童はないんですが、自分達の預けたいところに預けられないというジレンマがやっぱりありまして、就職は決まったものの、その近くには預けられない、場合によっては兄弟別々のところに預けなければいけないという相談事も頻繁にございますし、そういうような事例も含めて、できるだけ多くの様々な声、事例を拾っていただけることを願っております。

以上です。

(佐藤会長)

有用な御意見、ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。御感想でも構いませんし、チームができますので、こんなことをお願いしたいとか。

(前田みき委員)

ただ今の説明の中で、すごく基本的なことに触れられて説明がよく分かりました。例えば、育児、家事の参加が少ないというのは、男性の育児参加の時間が圧倒的に少ないと。それは全て母親に関わることですから、母親が途中で仕事を辞めたり、いろんな形でそこから抜けたりとか、そういうようなことが現実として出てくるんだなと思います。そういう意味で、働き方の問題の中には夫婦の間の家事の分担みたいなもの、それから男が家事の仕事をするのが当たり前のような形での進め方をしていかないと、女性が子どもを産んで、子どもも仕事も皆、自分がやらなくてはいけない、途中保育園やいろんなところに預けたとしても、その負担は大きいだろうと思います。そのあたりのところをもう少し解決できるような方向にもっていければいいなとすごく思いました。

それからもう1つ、ちょっとこここのところの前のコーナーになるんですが、いろんな情報が教育委員会からも出ていましたので、教育委員会の情報をここに、こんなのをやっていますというだけではなくて、できればオブザーバーとしても会議に出席をして生の声、委員が出席する段階でぜひその声を聞いていて、自分達の施策の中にも生かせるような形を採っていただければ、あそこの方もすごくPTAを通して学習をしたり、いろんなことをしていますけれども、教育庁の職員がそれを具体的に見る機会、意見を聴く機会が比較的少ないのかも分かりません。ぜひそういう形での体制をとっていただければいいなと、今回思いました。ありがとうございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

その他、いかがですか。杉山委員。

(杉山委員)

私も、この案を見させていただいて、やはり青森県で働くという若者が私の周りにもかなり少ない状況があるので、その場合に、やはり就職だけではなく、結婚の先の定住できるかというところが一番大きな問題だと思っていたので、この労働賃金の改善というのはなかなか難しいとは思いますが、そこだけではなくて、その状況の中でどのように企業を助けながら支援をしていくかというのがとても重要だと思ったので、この事業は私も期待をしている事業であります。

あと、前田さんの方からあったように、私も教育の場面に立会っている現場の意見も入

れた方がいいのではないかと思ったので、この中のメンバーには入っていないんですけれども、教育関係からも意見が聴けるような仕組みがあればいいなと思いました。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

渡辺委員、いかがでしょうか。

(渡辺委員)

主婦の立場からすれば、私も結局は出産を機に仕事を辞めたという方に入るわけですが、子どもが3人いますけれども、最初の2人は何とか仕事場に理解をいただいて復帰しましたが、やはり3人目を産む時、また上の子が小学生になる時に、環境が整っていないくて、家族の中で誰が収入が一番少ないかということで私が辞めざるをえなかったという現実がありました。

そういう中で、やっぱり復帰をしなければ生活の基盤が整えられないという方を周りでもたくさんいますし、このワーキングチームというのはすごい素晴らしいなと思って見ていましたが、これはもう設置されているというか、もう設置の報告というのがスケジュールを見たらあるんですが、もうあるということなんですよ。

(事務局)

チームはこれから発足する予定にしています。

(渡辺委員)

ああ、そうなんですか、分かりました。

それとともに、家の中でやれる仕事というので、アピオさんの方でもチラシは見たんですけども、行政の方からの在宅でできる仕事もあるというのを、もう少しお母さん達に分かりやすく情報として提供してくればありがたいです。在宅でできる仕事という情報はいろんなところから入っているんだけど、あやしいというイメージもついているので、そうではない仕事もあることを、もう少し分かりやすく気軽に情報が入ってくればいいなと思いました。

(佐藤会長)

これからのワーキングチームの協議の参考になる御発言でした。ありがとうございます。
小笠原委員、いかがでしょうか。

(小笠原委員)

うちの法人でくるみんなマークを取得した時に、男性の育児休業取得者を出さなければ取

れないということで、何人かに育児休業を取ってもらったんですね。その時に、1週間とか、長くても2週間、それくらいだったんですけども、やはり社会として男性は外で働く、女性は家を守るというのが、田舎に行けば行くほどそういった根強いものがあって、そういうところもやっぱり男性の家事、育児参画に影響しているのではないかなと思うんです。

ただ、育児休業を取った男性職員は、とても奥さんが大変だということが分かって、自分も育児に参画しなければならないかなということには言っていました。

以上から、もっと男性が育児とか家事ができるような職場環境を整えることも大事なのではないかなと思います。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

その他。村上委員。

(村上委員)

根本的といいますか、少子化の問題について何がどう問題であるかということをもう少し皆で考えてもいいんですけど、若い人達は経済的に不況になって給料が減るとか、あるいは少子化で町や村から消えていく、そういうふうになるんだろうと思っているとは思いますが、若い人達は、町や村がなくならないために、子どもを育てるわけではないと思います。経済が悪くなるから、結婚をして子どもを産む、そこまでは若い人はあまり考えてないと思うので、やっぱりサポートが必要だと思うんですけど。

根本的になぜこうなったかと言ったら、大きな問題は農業社会が減少して、昔は子ども達は担い手で親の面倒をみってくれるものだったんですけども、今は工業社会、商業社会になって、子どもはあまり必要なくなったという親の考えもあるでしょうし。あとシステムとして国民皆保険、年金制度がしっかりしていますから、あまり昔みたいに子どもの重要性がなくなったと思うんです。子どもが増えればGDPが増えるかといえばそうでもないし、人口が増えればGDPが伸びるというほどではないというデータもあります。

そういうのをいろいろ考えますと、1つの対策として、子どもを持ったことに対するメリットのシステムというものを考えていかなければならないと思います。増やせ、増やせというのは分かるんですけども、産んだらじゃあどうする、社会皆で援助をするんですけど、もう少しはっきりしたメリット、つまり、子どもを持つことに対する、産むことに対するメリットを、もっと目に見える方法が必要ではないかなと。

例えば給与体系ですね、これはやっぱり企業に頑張ってもらわなければダメだと思います。企業は結構今、儲けていますので、給与体系なども見直すことが一つ考えられます。出産や子育てに一番必要な時期、20代、30代は給料が低いんですよ。40、50代になると給料が上がってくる。そのシステムはしょうがないんですけど、お金が必要な

時期に給料が安い、50、60代になってくると余裕が出てくる状況を、逆の給与システムというか、そういうところからも手を付けていくのはどうでしょうか。たとえば、若い頃にお金を貸して年をとったら返すとか、そういうメリットなどもっと一つひとつ探っていくのもいいんじゃないかなと思います。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。
その他、いかがでしょうか。熊谷委員。

(熊谷委員)

看護協会です。

これは本当に大変大きい事業だろうと思っております。このメンバーになる方々なんです、それぞれの局、また機関がある中に、やっぱり実践に即結びつく方をメンバーとして出していただかなければ動きません。

私ども、ハローワークと一緒に看護協会もやっているのですが、ハローワークもいろんな組織改正がございまして、医療環境改善センターとともに協会が働き続けられるような対応をなささいということで、国の方では流れで来ているんですが、やはりその段階で今、情報交換を行っている最中ではございますが、なかなか実際の行動、実際の事業として動かすような組み立てをしていかないと、これもまた情報交換で終わって、意識の問題ですねと、共有を図るだけで終わってしまうのではないかなということが懸念されますので、ぜひこのメンバーの選定にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。
その他、よろしいでしょうか。具体的にいろいろと御意見、御質問が出たかと思ひます。
それでは、用意しました報告事項は終わりました、最後にスケジュールについて、事務局、お願ひいたします。

(事務局)

資料5の今後のスケジュールについて御説明いたします。

会議ごとに区分をして記載している表になります。子ども・子育て支援推進会議、この会議につきましては本日、開催させていただいておりますが、今後は1月頃にワーキングチームで検討した結果を報告させていただきたいと思っております。

それから2段目、子ども・子育て支援推進本部でございまして、8月5日に開催される予定になっておりまして、本日、皆様に御説明いたしました子育てプランの進捗状況とワーキングの設置について説明することとしております。

3 段目ですが、幹事会ですけれども、幹事会につきましては本部の下にある組織でございますが、4 月、5 月で関係課からの個別事業の取りまとめを行いまして、本日説明いたしました計画の関連事業の報告書を策定しておりまして、その整理をしております。6 月 28 日に開催いたしました。幹事会につきましては、今後設置いたしますワーキングの中間取りまとめを 12 月頃に開催したいと思っております。

それから最後にワーキングでございますが、今月、7 月中に第 1 回ワーキングを開催したいと考えておりました、月 1 回程度、会議を開催して、どのような取組ができるかというのを取りまとめして幹事会の方に報告したいと思っております。また 3 月に次年度の取組の方針などについて協議を行うこととしております。

以上でございます。

(佐藤会長)

今後のスケジュールについてはこのようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは本日の議事はこれで終了いたします。皆様、大変ありがとうございました。

(司会)

佐藤会長、ありがとうございました。

閉会にあたり一戸健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

(一戸部長)

本日はお忙しい中、ありがとうございました。また貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

今日いただいた御意見も含めまして、我々としては事業を進めるにあたってしっかりと受け止めて事業を前に進めていきたいと思っておりますし、ワーキングチームについては多分、ご期待される内容も多いかと思っておりますので、出来る限り具体的な協議を行って成果に結びつけていきたいと考えております。

今後とも皆様方の関係団体、もしくは皆様方の御協力をお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

皆様、長時間にわたり御協議をいただき、大変お疲れさまでした。

以上をもちまして、平成 28 年度第 1 回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

< 終了 >